

## 令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
青葉	1	地域防災拠点の体育館(1階以外)へのアクセスのバリアフリー化	1 地域防災拠点の機能強化を踏まえ、区・総務局・教育委員会事務局の区局で検討する場の設置 2 上記検討の場では、要配慮者の対応や避難所のバリアフリー化、その他学校施設の使用方法等が実効性のあるものとなるよう拠点開設・運営マニュアルの改訂	教育委員会事務局	△
				総務局	○
青葉	2	都市計画道路等の整備	川崎町田線、恩田元石川線、真光寺長津田線、恩田線の整備の促進	道路局	△
青葉	3	谷本公園北側エリアの整備促進	谷本公園北側「野球場」エリアの早期の整備実現に向けた事業用地の早急な取得	みどり環境局	△
青葉	4	良好な緑の保全と恩田市民の森の早期開園	1 区内に残る良好な樹林地を保全するため、緑地保全制度の積極的な活用推進 2 「恩田市民の森」の一部先行公開、用地の取得等の継続、全面公開	みどり環境局	△
青葉	5	GREEN × EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)における青葉区の農や緑のPR	1 パークアンドライド会場における、バスの発車を待つ間に利用可能な休憩スペースの整備 2 休憩スペースに大型モニターを設置し、来場者に対しGREEN × EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の情報と合わせ、区の魅力である緑や農の発信ができるブースを設置 3 パークアンドライド会場からの発着バスを含む、青葉区民が利用できるバスの運航	脱炭素・GREEN × EXPO推進局	△
青葉	6	防犯灯の整備を含めた、まちの灯りの確保	1 防犯灯の整備(鋼管ポール型及び電柱共架型) 2 防犯灯撤去後の灯り確保 3 所有者不明な防犯灯の取扱の整理	市民局	△
青葉	7	田奈駅周辺におけるコミュニティハウスの整備	コミュニティハウス未整備地域であるあかね台中学校区へのコミュニティハウス整備	市民局	—
				教育委員会事務局	—
青葉	8	電子申請(パマトコ)による医療給付助成申請	医療給付助成における電子申請(パマトコ)の導入	健康福祉局	△
青葉	9	こんにちは赤ちゃん訪問事業における訪問員の個人情報保護の取組	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する業務用電話番号の提供	こども青少年局	—
青葉	10	切れ目がない一貫した障害児の支援	切れ目がない障害児・者の支援に向けた情報ファイルの全市的な活用	こども青少年局	△

## 令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
青葉	11	小児慢性特定疾病児等の保育・教育施設での受け入れ推進	1 利用を希望する小児慢性特定疾病児等を受け入れる保育園等に対して、当該児童に対応するための受入環境整備及び備品購入を補助 2 人件費等運営費で賄うべき経費については保育・教育に係る向上支援費等を拡充	こども青少年局	○
青葉	12	青葉区の図書館サービスの向上	図書の取次サービスを実施する区内7施設の内、「青葉台コミュニティハウス」「美しが丘西地区センター」「奈良地区センター」の図書取次サービスを先行して図書館情報システムと連動させ、返却から次の予約までのタイムラグを解消	教育委員会事務局	○
青葉	13	生活保護債権における収納方法の多様化	コンビニ納付を実施することで生活保護関係未収債権の納付方法の利便化を図り、未収債権の縮減を推進	健康福祉局	—

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	教育委員会事務局、総務局
------	--------------

青葉区	総務課	
	TEL	978-2213

共通区 -

継続年数

新規

## 提案種別

## 予算・制度関連

番号	項目
1	地域防災拠点の体育館(1階以外)へのアクセスのバリアフリー化

## ◇地域の課題、基礎データ等

青葉区では、区内市立小・中学校の40か所を地域防災拠点（指定避難所）に指定しています。40か所のうち、主に避難者の生活スペースとなる体育館の位置が2階以上で、エレベーターが未設置の学校施設は5校です（小学校3校・中学校2校）。

災害時においては、階段の使用が困難な要配慮者（高齢者や障害者等）も体育館に避難してくることが想定されます。エレベーターが未設置の上記学校では、トイレが体育館とは別の階に設置されているところもあり、避難生活に支障をきたす恐れがあります。また、緊急時（体育館からの傷病者搬送等）や物資運搬時に時間を要することが想定されます。その他、体育館以外の避難生活のスペース（高齢者、障害者、女性、乳幼児、外国人、ペット同室避難等）も確保する必要がありますが、学校の理解が得られない拠点もあり、災害時に拠点が機能しない可能性があります。

## &lt;教育委員会事務局の対応&gt;

- 市立中学校は令和7年度中に全校エレベーター設置完了予定
- 市立小学校は令和6年度末時点で157校にエレベーター設置済（今後年間10校程度を設置する予定）

## &lt;横浜市地震防災戦略（令和7年3月改定）の中での地域防災拠点の位置付け&gt;

## 【戦略の柱2】施策1「避難所環境の向上」

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- |   |                                     |   |                                   |
|---|-------------------------------------|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等     | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート      | <input type="checkbox"/> 6 区民要望     | <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 |                                   |
| <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム | <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )  |   |                                   |

## ◇区民からの具体的な要望

- 地域防災拠点によっては、エレベーターやスロープが無く、避難所としての設備が整っている状況とは言えない。災害時には、誰もが安心して利用できるように地域防災拠点の設備面を改善してほしい。
- 地域防災拠点で使用できる学校施設のスペースが少ない（足りない）。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

危機管理室との意見交換の際、エレベーターの早期設置や拠点の課題について対応を要望

## ◇提案内容・概算額等

- 横浜市地震防災戦略の柱2・施策1の取組に位置付けられている地域防災拠点の機能強化を踏まえ、区・総務局・教育委員会事務局の区局で検討する場を設置する。
- 上記検討の場では、要配慮者の対応（生活スペースの確保等）や避難所のバリアフリー化、その他学校施設の使用方法等が実効性のあるものとなるよう拠点開設・運営マニュアルを改訂する。

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課

教育委員会事務局教育施設課、総務局地域防災課

◆局回答内容

教育委員会事務局	教育施設課	
TEL	671-3502	

対応の有無	一部対応する	
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>体育館のアクセスに関するバリアフリー化については、学校の状況に応じて、検討します。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

総務局	地域防災課	
TEL	671-2011	

対応の有無	対応する	
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>区・総務局・教育委員会事務局等で検討する場を設けています。検討の場等においては、要配慮者の対応（生活スペースの確保等）や避難所のバリアフリー化、その他学校施設の使用方法等について検討を行い、必要な事項については地域防災拠点開設・運営マニュアルに反映し、地域防災拠点の機能強化を図ります。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局	青葉区	区政推進課	
		TEL	978-2217	

共通区	-
-----	---

継続年数 7年以上

提案種別	
予算関連	
番号	項目

2 都市計画道路等の整備

◇地域の課題、基礎データ等
1 川崎町田線：区内の骨格的道路として事業中ですが、恩田地区は周辺の通学路に通過交通が流入していることや、田奈地区は田奈駅周辺の現道に歩道のない区間があり、歩行者の安全性に課題があるため、早急な整備が必要です。
2 恩田元石川線：鉄地区に引き続き元石川地区も事業着手しましたが、現道に歩道のない区間があり、歩行者の安全性に課題があるため、早急な整備が必要です。
3 真光寺長津田線：着手時期未定路線ですが、歩道のない箇所が多い現況道路は、歩行者の安全上問題です。
4 恩田線：真光寺長津田線との接続部が未整備であり、歩行者の安全上問題です。

◇地域ニーズ等の収集手段
■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート ■ 6 区民要望 ■ 7 関係団体からの要望 □ 8 デジタルプラットフォーム □ 9 その他 ( )

◇区民からの具体的な要望
川崎町田線は、スクールゾーン対策協議会や地域住民より、早期整備を求める意見が出ています。恩田元石川線は、「恩田元石川線（もみの木台～荏子田間）再整備計画検討連絡会」が組織され、H18に「恩田元石川線作業部会協議結果報告書」が提出されています。恩田元石川線は、優先整備路線の見直しに関する意見募集において、早期事業化を望む意見が出されています。真光寺長津田線は、歩道がない箇所が多く、危険であるとの意見が出ています。恩田線は、代替として使用されている道路に歩道がなく、人身事故が発生するなど、危険であるとの意見が出ています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。
【都市計画マスターplan・青葉区プラン】 真光寺長津田線、川崎町田線、恩田元石川線は骨格道路、恩田線は幹線道路に位置付けられ、国道246号線や環状4号線とともに、区内を格子状に結ぶ骨格道路網を形成することとしています。 恩田元石川線については、地域住民との話し合いを行いながら、歩行空間や自転車通行空間、道路デザインに配慮し、周辺の地域資源との連携を図ることとしています。

◇提案内容・概算額等
1 川崎町田線：事業中の区間について、引き続き用地取得の推進、道路整備の推進
2 恩田元石川線：事業中区間である鉄地区・元石川地区の用地取得の推進・道路整備の推進、「恩田元石川線作業部会協議結果報告書」の内容を踏まえた整備済み区間の検討
3 真光寺長津田線：早期事業化
4 恩田線：早期事業化
【概算額】
1 川崎町田線：田奈地区の用地取得と整備推進（工事費、用地取得費、設計費、整備費） 2 恩田元石川線：鉄地区・元石川地区：用地取得と整備推進（用地取得費、設計費、整備費） 3 真光寺長津田線：早期事業化（用地取得費、設計費） 4 恩田線：早期事業化（用地取得費、設計費）

◇参考：区執行体制上の課題
現行の体制で対応

◇所管局
所管局課 道路局企画課、道路局建設課

## ◆局回答内容

道路局	企画課、建設課
	TEL 671-2777(企画課) 671-3526, 3635(建設課)

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 ①川崎町田線（恩田地区）については、基盤整備及び台帳整備を進めます。（田奈地区）については、引き続き用地取得を進めるとともに、設計・測量をすすめます。（建設課） ②恩田元石川線（元石川地区）（鉄地区）については、用地取得を進めるとともに、設計・測量を進めます。（建設課） ③・④他の未着手の区間については、整備財源となる国費が十分に確保できない状態が続いているなど課題があるため、事業化の目途は立っておりません。（企画課）
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	みどり環境局	青葉区	区政推進課	
		TEL	978-2217	
共通区	-			

継続年数	7年以上
------	------

提案種別		項 目
予算関連		
番号		項 目
3	谷本公園北側エリアの整備促進	

## ◇地域の課題、基礎データ等

青葉区では、少年野球・サッカー・テニス等が活発に行われていますが、グラウンドの数・質ともに利用者数に対し充実しておらず、学校予定地など空き地を利用して活動している状況であり、スポーツ施設整備に関する要望が引き続き寄せられている状況にあります。

谷本公園は、区内で本格的なスポーツが楽しめる唯一の地区公園として、南側「運動広場」エリアが平成21年春に開園しました。北側「野球場」エリアについては、平成26年度に多目的グラウンドを先行整備しましたが、用地取得の難航により全面開園に至っていません。区内のみならず、北部エリアにとって、貴重なスポーツ施設であり、早期に整備を行う必要があります。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- |                  |              |               |            |
|------------------|--------------|---------------|------------|
| ■ 1 日常の窓口対応等     | ■ 2 市民からの提案等 | □ 3 地区担当制     | □ 4 地域懇談会等 |
| □ 5 区民アンケート      | □ 6 区民要望     | ■ 7 関係団体からの要望 |            |
| □ 8 デジタルプラットフォーム | □ 9 その他( )   |               |            |

## ◇区民からの具体的な要望

- 特定非営利法人 青葉緑東リトル野球協会「谷本公園事業に対する要望書」(平成24年9月)

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

## 【都市計画マスターplan・青葉区プラン】

鶴見川沿いの水と緑の環境を生かした自然と親しむためのスポーツ・レクリエーション施設など、区民が集まり交流する機能を持った施設間の連携を高めるとともに、広域的な文化・スポーツ機能の集積を促進します。

## ◇提案内容・概算額等

- 谷本公園北側「野球場」エリアについて、事業用地の取得を早急に進め、早期に整備を実施
- 【概算額】  
用地取得 250,000千円

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	みどり環境局公園緑地事業課
------	---------------

## ◆局回答内容

みどり環境局	公園緑地事業課	
	TEL	671-3948

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>未取得の用地がある谷本公園北側エリアについては、引き続き用地取得に向けた調整を進めていきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	みどり環境局	青葉区	区政推進課 TEL 978-2217							
		共通区	-							
		継続年数		7年以上						
提案種別										
予算関連										
番号	項目									
4	良好な緑の保全と恩田市民の森の早期開園									
<b>◇地域の課題、基礎データ等</b>										
<p>水と緑の基本計画に緑の10大拠点として位置付けられた「こどもの国周辺地区」では、特別緑地保全地区や市民の森、源流の森保存地区、緑地保存地区の指定、市民と里山のふれあいの場として、良好な自然環境を保全・活用する必要があります。</p> <p>1 恩田地区については、絶滅危惧種の生息が確認され、周辺住民の緑地保全に対する関心も高くなりつつあります。      2 恩田東部地区にある樹林地や水田については、その保全が求められています。      3 寺家ふるさと村については、一部が市民の森や特別緑地保全地区として指定されていますが、土地所有者の事情などにより土地利用転換される可能性がある樹林地があります。      4 元石川町、鉄町、奈良町等にもまとまった樹林地がありますが、土地所有者の事情などにより土地利用転換される可能性があります。</p>										
<b>◇地域ニーズ等の収集手段</b>										
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )										
<b>◇区民からの具体的な要望</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>「恩田の谷戸の保全について」（平成9年度市長陳情）</li> <li>「熊谷小川アメニティに隣接する地区的環境維持について」（平成16年度区長陳情）</li> <li>平成21年度地域要望（恩田東部地区）</li> <li>区民会議令和2年度予算要望（令和元. 8）</li> </ul>										
<b>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</b>										
<p><b>【都市計画マスタープラン・青葉区プラン】</b>          横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図ります。</p>										
<b>◇提案内容・概算額等</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>寺家ふるさと村、恩田町、元石川町、鉄町、奈良町などの区内に残る良好な樹林地を保全するため、緑地保全制度の積極的な活用推進を要望します。</li> <li>「恩田市民の森」の一部先行公開、用地の取得等の継続、全面公開  <b>【概算額】</b>          測量費、基本計画等 ■■■千円       </li> </ul>										
<b>◇参考：区執行体制上の課題</b>										
現行の体制で対応										
<b>◇所管局</b>										
所管局課	みどり環境局公園緑地事業課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">みどり環境局</td> <td colspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">公園緑地事業課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td style="text-align: center;">671-3945</td> </tr> </table>			みどり環境局	公園緑地事業課			TEL	671-3945
みどり環境局	公園緑地事業課									
	TEL	671-3945								
<b>◆局回答内容</b>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">みどり環境局</td> <td colspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">公園緑地事業課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td style="text-align: center;">671-3945</td> </tr> </table>					みどり環境局	公園緑地事業課			TEL	671-3945
みどり環境局	公園緑地事業課									
	TEL	671-3945								
<b>対応の有無</b>	一部対応する									
<b>対応する場合</b>	<b>◇対応の内容</b>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>青葉区内各地区のまとまった樹林地について、引き続き緑地保全制度の指定（新規・拡大）に向けて土地所有者との交渉を進めるとともに、土地所有者の同意が得られた区域については、指定に向けた測量を実施します。</li> <li>都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全するため、「恩田市民の森」に指定された緑地の保全を行いうものです。</li> <li>整備工事のための基本実施設計を行います。</li> </ul>									
<b>対応しない場合</b>	<b>◇課題に対する局の考え方</b>									
	<b>◇対応する場合の課題</b>									

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	青葉区	区政推進課
	TEL	978-2217

共通区	-
継続年数	2年

提案種別	項目
予算関連	

番号	項目
5	GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)における青葉区の農や緑のPR

## ◇地域の課題、基礎データ等

青葉区は田園都市として、住宅地と隣接して農地が多く、市内の田の経営耕地面積第1位（令和2年度）です。地産地消など農地が身近にあることは青葉区の大きな魅力の一つであり、区としても発展させていきたいと考えています。

また、旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的にGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）が開催されますが、会場周辺での駐車場不足や、会場に向かう道路の渋滞を回避するために、青葉区内のインターチェンジ周辺からのパークアンドライドを実施する可能性があります。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- |                  |              |               |            |
|------------------|--------------|---------------|------------|
| ■ 1 日常の窓口対応等     | □ 2 市民からの提案等 | □ 3 地区担当制     | ■ 4 地域懇談会等 |
| □ 5 区民アンケート      | □ 6 区民要望     | □ 7 関係団体からの要望 |            |
| □ 8 デジタルプラットフォーム | □ 9 その他（ ）   |               |            |

## ◇区民からの具体的な要望

青葉区では、安心して農業を続けられる環境づくりを進め、農あるまちを未来につないでいくために、区制30周年のタイミングに合わせて役所で実施する事業について農業者等との意見交換を行っています。この意見交換を通じ、農業者の方からは、「青葉区の大きな魅力である農の魅力や住宅地と農地が隣接することに伴う課題を広く情報発信して欲しい」などのご意見をいただいているです。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

【青葉区運営方針：目標達成に向けた4つの柱4「未来に向けて特色を生かすまちづくり」】  
文化・芸術、食、自然、農業など、青葉区のさまざまな特色を生かした取組を実施するとともに、脱炭素化及びDXを推進し、将来にわたり魅力あるまちを目指します。

【都市計画マスターplan・青葉区プラン】  
まとまりのある樹林地や農地などを保全し、鶴見川水系の自然的環境を生かした魅力的な空間にすることにより、うるおいのあるまちづくりを進めます。また、市街地においても緑のうるおいある環境を創造します。  
区民が気軽に水と緑に親しむことができるよう、区内に広がる様々な水と緑の空間を花や樹木により結びます。

## ◇提案内容・概算額等

パークアンドライド会場において、来場者に対するおもてなしの1つとして、バスの発車を待つ時間に利用可能な休憩スペースの整備及びスペース内に大型モニターを設置し、来場者に対しGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の情報と合わせ、区の魅力である緑や農の発信ができるブースの設置を要望します。また、パークアンドライド会場からの発着バスを含む、青葉区民が利用できるバスの運行を要望します。

区の魅力発信は、コンテンツを作成し実施しますが、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）終了後も区庁舎内や区主催のイベントでも積極的に活用します。

- 【概算額】  
大型モニター設置費用、コンテンツ作成費用、イベント実施費用、バス運行費用

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	GREEN×EXPO推進課
------	-------------------	---------------

## ◆局回答内容

脱炭素・GREEN×EXPO推進局	GREEN×EXPO推進課	
	TEL	671-4627

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◆対応の内容 各区の拠点から会場までの直行バスの可能性について、検討・企画を進めます。
対応しない場合	◆課題に対する局の考え方 ◆対応する場合の課題

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	青葉区	地域振興課 TEL 978-2299																																																										
		共通区 全区																																																											
		継続年数	新規																																																										
提案種別																																																													
予算・制度関連																																																													
番号	項目																																																												
6	防犯灯の整備を含めた、まちの灯りの確保																																																												
◇地域の課題、基礎データ等																																																													
<p>令和6年10月に青葉区内で発生した凶悪な強盗殺人事件をきっかけに、区民の不安感は募っており、防犯灯設置要望が届いています。しかし、現行の制度や予算には課題があり、地域からの要望に十分に応えることができない状況です。</p> <p>1 防犯灯の整備（鋼管ポール型および電柱共架型）      内には防犯灯を設置できる電柱がなく、鋼管ポール型防犯灯（以下、「鋼管ポール」）を設置しなければ灯りを確保できない場所があります。鋼管ポールの申請数に対して予算規模が非常に少ないと認め、毎年申請しても設置されないなど、地域からの要望に応えることができません。さらに、令和7年度は既存の鋼管ポールの点検に注力するため、申請受付ができない状況です。      【防犯灯 申請数・設置数】</p>																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">R 3</th> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">R 4</th> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">R 5</th> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">R 6</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="background-color: #ADD8E6;">青葉区</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">電柱共架</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 申請数</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">539</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">535</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">442</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">321</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 設置数</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">186</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">264</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">鋼管ポール</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 申請数</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td colspan="2" style="text-align: center; background-color: #ADD8E6;">点検後の建替のみ のため受付なし</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 設置数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>						R 3		R 4		R 5		R 6				青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市	電柱共架	<input checked="" type="checkbox"/> 申請数	51	539	42	535	37	442	18	321	<input checked="" type="checkbox"/> 設置数	25	328	18	328	11	186	15	264	鋼管ポール	<input checked="" type="checkbox"/> 申請数	15	105	点検後の建替のみ のため受付なし		10	85	10	59	<input checked="" type="checkbox"/> 設置数	3	41			0	17	0	7
		R 3		R 4		R 5		R 6																																																					
		青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市																																																				
電柱共架	<input checked="" type="checkbox"/> 申請数	51	539	42	535	37	442	18	321																																																				
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置数	25	328	18	328	11	186	15	264																																																				
鋼管ポール	<input checked="" type="checkbox"/> 申請数	15	105	点検後の建替のみ のため受付なし		10	85	10	59																																																				
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置数	3	41			0	17	0	7																																																				
<p>2 防犯灯撤去後の灯り確保      既存の鋼管ポールの点検で腐食が判明した際や、単独地中化計画の実施に伴って、防犯灯が柱ごと撤去されます。地中埋設物の影響等により鋼管ポールを設置できない場合、灯りを確保することができません。</p> <p>3 所有者不明の防犯灯の取扱の整理      青葉区を含め市内には、所有者が不明な防犯灯が存在しています。これについては、自治会町内会が対応に苦慮しているが、区として明確な解決策がないといった課題があります。</p>																																																													
◇地域ニーズ等の収集手段																																																													
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等    <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等    <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制    <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等  <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート    <input type="checkbox"/> 6 区民要望    <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望  <input checked="" type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム    <input type="checkbox"/> 9 その他（ ）</p>																																																													
◇区民からの具体的な要望																																																													
<p>1 防犯灯を設置したいが、電柱がないため鋼管ポールの新設を再開してほしい。      2 単独地中化計画により防犯灯が電柱ごと撤去されてしまうため、代替策を講じてほしい。      3 所有者が不明な防犯灯について、今後の維持管理や撤去費用を自治会町内会が負担せざるを得ない状況が懸念されるため、行政に対応してもらいたい。</p>																																																													
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。																																																													
<p>1 鋼管ポールの設置要望に対しては、「地域の防犯力向上緊急補助金」の周知を通じて、センサーライト等による代替案を提案しているが、不十分と受け止められ、導入には至っていません。      2 電柱と共に防犯灯が撤去された後の相談は、区としての対応策がなく地域への説明に苦慮しています。      3 所有者不明の防犯灯は、自治会の引き受けが難しく、そのまま放置されるケースがあります。</p>																																																													
◇提案内容・概算額等																																																													
<p>防犯灯は、夜間の歩行者の安全を確保し、犯罪の抑止を図るために、地域に必要不可欠なインフラです。しかし、現行の施策では、地域からの要望に十分に応えることができないため、防犯灯の持続的な維持管理を視野に入れた制度の見直しと予算の確保を提案します。</p> <p>1 鋼管ポール及び電柱共架型防犯灯の新設・付替の予算拡充及び鋼管ポール型の継続的な申請受付 (約56,000千円)      2 新たな形態の防犯灯の設置及び鋼管ポールを長寿命化工事で延命し撤去を遅らせる (約34,000千円)      3 所有者不明な防犯灯の取扱を定めたガイドラインの整備及び全市調査の実施 (約32,000千円)      合計 (約12,200万円)</p>																																																													
◇参考：区執行体制上の課題																																																													
現行の体制で対応																																																													
◇所管局																																																													
所管局課	市民局地域防犯支援課																																																												
◆局回答内容																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 20%;"></th> <th colspan="2" style="width: 80%; text-align: center;">地域防犯支援課</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">市民局</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">TEL 671-3709</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top; padding: 5px;">対応の有無</td> <td colspan="2" style="width: 80%; padding: 5px;">一部対応する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top; padding: 5px;">対応する場合</td> <td colspan="2" style="width: 80%; padding: 5px;">◇対応の内容            ①鋼管ポール及び電柱共架型防犯灯の新設の予算を拡充します            ②新たな形態の防犯灯の設置及び鋼管ポールの長寿命化を実施します</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top; padding: 5px;">対応しない場合</td> <td colspan="2" style="width: 80%; padding: 5px;">◇課題に対する局の考え方            ◇対応する場合の課題</td> </tr> </tbody> </table>						地域防犯支援課				市民局	TEL 671-3709	対応の有無		一部対応する		対応する場合		◇対応の内容 ①鋼管ポール及び電柱共架型防犯灯の新設の予算を拡充します ②新たな形態の防犯灯の設置及び鋼管ポールの長寿命化を実施します		対応しない場合		◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題																																							
		地域防犯支援課																																																											
		市民局	TEL 671-3709																																																										
対応の有無		一部対応する																																																											
対応する場合		◇対応の内容 ①鋼管ポール及び電柱共架型防犯灯の新設の予算を拡充します ②新たな形態の防犯灯の設置及び鋼管ポールの長寿命化を実施します																																																											
対応しない場合		◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題																																																											

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">所管局名</td> <td style="width: 50%;">市民局、教育委員会事務局</td> </tr> </table>	所管局名	市民局、教育委員会事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">青葉区</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">地域振興課 TEL 978-2294</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">共通区 -</td> </tr> </table>	青葉区	地域振興課 TEL 978-2294	共通区 -	
所管局名	市民局、教育委員会事務局						
青葉区	地域振興課 TEL 978-2294						
共通区 -							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">継続年数</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">新規</td> </tr> </table>		継続年数	新規				
継続年数	新規						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">提案種別</th> <th style="width: 85%;">項目</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">予算・制度関連</td> <td></td> </tr> </table>		提案種別	項目	予算・制度関連			
提案種別	項目						
予算・制度関連							
番号	項 目						
7	田奈駅周辺におけるコミュニティハウスの整備						
<b>◇地域の課題、基礎データ等</b>							
<p>あかね台中学校区にはコミュニティハウスや地区センターが整備されておらず、区としての地域交流が可能な施設がなく、恩田連合自治会等地域団体からコミュニティハウスの設置が強く要望されたため、当面の措置として平成17年度に、区が、東急田園都市線田奈駅橋脚下の東急電鉄（株）所有施設の一部を賃借し、会議室等の地域交流が可能な機能を備えた「青葉区区民交流センター」を設置しました。現在では区民交流センターに加え、国際交流ラウンジも移転しています。</p> <p>この度、東急電鉄（株）より、施設関連工事実施のため、令和7年度末までに退去するよう要請がありました。</p> <p>「青葉区区民交流センター」が閉鎖した場合、当該地域には地域交流が可能な施設がなくなり、地域活動に著しく支障が生じるとともに、地域から改めて設置要望が出されることが想定されます。</p>							
<b>【基礎データ】</b>							
①青葉区区民交流センター 設置年月：平成17年4月 所 在：青葉区田奈町76番地 東急電鉄（株）所有の田奈高架下建物（鉄骨造2階建）のうち 共用部分を除く1階（529.09m <sup>2</sup> ）の一部（349.11m <sup>2</sup> ）を賃借 施設内容： ・会議室（40～50m <sup>2</sup> 。定員18人）：3部屋 ・会議室（77m <sup>2</sup> 。定員36人） ・ミーティングスペース（83m <sup>2</sup> 。定員18人） ・国際交流ラウンジ窓口、事務室（50m <sup>2</sup> ） ※ラウンジの活動は、内容に応じて会議室、ミーティングスペースを使用 利用形態：共用会議室、国際交流ラウンジ、図書取次サービス 管理運営法人：（特非）横浜青葉国際交流の会 施設経費（年額）：賃借料■■■千円、管理運営委託費■■■千円 利用実績（R6年度）：利用者数：43,396人 （内訳）会議室利用者数：20,197人、ミーティングスペース利用者数：2,569人、 国際交流ラウンジ利用者数：12,050人、図書取次サービス利用者数：8,580人 会議室利用団体数：74団体（内地縁団体9） ②恩田地区 世帯数11,884、人口28,757（R2国勢調査）、自治会町内会加入世帯数7,560世帯（R5.4現在） ③周辺の地区センター・コミュニティハウスの設置状況 田奈中学校区（緑区）：長津田地区C、いぶき野小コミハ 奈良中学校区（青葉区）：奈良地区C、桂台コミハ あかね台中学校区（青葉区）：なし							
<b>◇地域ニーズ等の収集手段</b>							
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ） )							
<b>◇区民からの具体的な要望</b>							
田奈駅近くに引き続き地域交流機能のある施設（面積100m <sup>2</sup> 以上の会議室を備えた施設）を整備してほしい。							
<b>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</b>							
1994年(H6) 東急電鉄（株）が田奈駅前に「東急多摩田園都市まちづくり館」（郷土資料室等展示および貸会議室機能を備えた施設）を開所 2002年(H17) 青葉区が東急電鉄（株）と「東急多摩田園都市まちづくり館」1階部分の賃貸借契約締結。青葉区役所別館の地権者との契約切れにより区民活動支援センターと国際交流ラウンジを1階部分に移転、地域交流室機能を備えた青葉区区民交流センターを設置 2015年(H27) 東急電鉄（株）が建物2階の「東急多摩田園都市まちづくり館」（郷土資料室）を閉所 2018年(H30) 区民活動支援センターを青葉区役所へ移転。区民活動支援センターが担っていた機能を国際交流ラウンジに委託 2026年(R8) 東急電鉄（株）との賃貸借終了により青葉区区民交流センター閉館（3月予定）							
<b>◇提案内容・概算額等</b>							
○田奈駅周辺におけるコミュニティハウスの整備 コミュニティハウス未整備地域であるあかね台中学校区にコミュニティハウスを整備します。 ○概算額：■■■千円（内訳：工事費■■■千円、設計・管理費■■■千円） ※荏田西コミハ（H27工事）・荏田コミハ（H30工事）の整備費用を参考に、近年の工事費高騰等を考慮し、平地に床面積250m <sup>2</sup> の建物を整備した場合の概算額を算出							
<b>◇参考：区執行体制上の課題</b>							
現行の体制で対応							
<b>◇所管局</b>							
所管局課	市民局地域施設課、教育委員会事務局学校支援・地域連携課						

◆局回答内容

市民局	地域施設課	
	TEL	671-2326

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>コミュニティハウスの整備にあたっては、公共施設併設型を原則とし、複合化を進めるとともに、地区センターや地域ケアプラザなど類似の機能を持つコミュニティ系施設との機能補完・連携等を考慮し、各施設の利用状況や利用者ニーズの変化、サービス提供のあり方等を踏まえ、配置の適正化を進めています。</p> <p>なお、平成23年に田奈中学校と奈良中学校を分割して新設されたあかね台中学校には、地域ケアプラザが隣接しており地域交流機能を有しています。また、田奈中学校区にはいぶき野小コミュニティハウス、奈良中学校区には桂小コミュニティハウスが整備されています。</p> <p>このことから、新規のコミュニティハウスを設置することは難しいと考えます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

教育委員会事務局	学校支援・地域連携課	
	TEL	671-3278

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>学校施設活用型コミュニティハウスは、余裕教室がある学校において設置をしております。現時点で余裕教室が不足している場合や、今後児童数の増加により教室の不足が見込まれる学校については、整備の対象としていません。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>田奈駅周辺には、田奈小学校および田奈中学校がありますが、どちらの学校においても、義務教育人口推計から余裕教室が十分ではなく、全市的に個別支援学級の増加も見込まれるため、学校施設活用型コミュニティハウスの整備が難しいと考えます。</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	青葉区	
		TEL	671-2594
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別		項目
予算・制度関連		
番号		項目
8	電子申請(パマトコ)による医療給付助成申請	

## ◇地域の課題、基礎データ等

- 各区こども家庭支援課で受付している医療給付助成（小児慢性特定疾病、未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療））について、紙媒体のみで申請を受け付けています。このため、申請者が手続きのため区役所へ来庁する必要があります。
- 申請を行うにあたっても、土曜開庁では対応しておらず平日に来庁する必要があります、1申請あたり30分程度の時間がかかるなど、お子様を定期的に通院等させる必要がある当該助成の申請者にとって負担となっています。
- 小児慢性特定疾病助成において、申請者が有効期限到達前に手続きを行う必要がありますが、失念や更新申請が遅れた場合、助成を受けられない期間が発生する可能性があります。

◇地域ニーズ等の収集手段								
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等					
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望						
<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input type="checkbox"/> 9 その他 ( )							

## ◇区民からの具体的な要望

更新申請の手続き漏れを防ぐため、受給者証の期限が切れる前に通知を送付して欲しい。  
医療給付助成について、電子による申請も受け付けて欲しい。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

各医療給付助成に係る要綱に沿って、紙媒体で受付・内容確認を行い、健康福祉局へ申請書等を進達

## ◇提案内容・概算額等

電子申請（パマトコ）による医療給付助成申請が可能になることにより、申請者の選択肢が増えます。電子申請を利用する場合、通院されている方の外出リスクの回避や、窓口での申請にかかる時間の短縮のほか、他の来庁者の待ち時間の短縮等、区民の負担軽減や利便性の向上につながります。また、パマトコ内マイページでのお知らせや、それに関連するプッシュ通知・メール配信を活用することで、受給者証更新の失念や遅延の防止につながります。あわせて、職員にとっても、ペーパーレス化の促進や、事務負担の軽減等、区役所業務の効率化を図ることができます。

概算額としては、パマトコで収集した情報の福祉保健端末への入力は、現在紙で受け付けている申請がcsvデータ等に置き換わるだけで申請数が増加するものではないため、既存の会計年度任用職員で対応可能（新たな予算は不要）であることを健康福祉局医療援助課に確認済みです。

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局	
所管局課	健康福祉局医療援助課

## ◆局回答内容

健康福祉局	医療援助課	
	TEL	671-4115

対応する場合	一部対応する
	◇対応の内容
対応しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容等を考慮し、可能なものから順次パマトコによるオンライン申請の受付を開始できるよう準備します。 (予定) 令和7年度：未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）の申請全般（新規、変更、補装具） 令和8年度～：小児慢性特定疾病における各種申請、小児慢性特定疾病における新規申請及び継続申請（順次実施） ※小児慢性特定疾病については、令和8年度から継続申請の勧奨を行います。（令和8年度予算計上）</li> </ul>
	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	青葉区	こども家庭支援課
		TEL	978-2456

共通区	16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）
-----	--

継続年数	新規
------	----

提案種別	項目
予算関連	
番号	項 目
9	こんなには赤ちゃん訪問事業における訪問員の個人情報保護の取組

## ◇地域の課題、基礎データ等

- 1 青葉区の年間出生数は約1,800人で、港北区、鶴見区に次いで多くなっています。
- 2 横浜市こんなには赤ちゃん訪問事業は、児童福祉法に定められた「乳児家庭全戸訪問事業」にあたり、出産後早期の全ての子育て家庭に対し、市長委任の地域の訪問員（青葉区は9割が民生委員児童委員）が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行い、養育者の話を聞くことにより、育児不安の軽減を図るもので、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを見守る風土づくりを推進し、安心して楽しく子育てができることを目的としています。
- 3 令和6年度の青葉区における当該事業の訪問件数は1,819人（被訪問率98.7%）、令和7年4月現在の訪問員数は98人（18区平均約50人）です。
- 4 訪問日時の約束の連絡は、訪問員個人の私用電話から対象者あてに連絡することになっていますが、自分の電話番号を知られることに不安を感じる人は少なくありません。対象者には、当該事業のために見知らぬ番号から着信があることを区より周知していますが、見知らぬ番号からの電話に応答してよいのか戸惑う人がいるであろうことは否めません。
- 5 訪問員が何度か連絡しても、連絡が取れない場合は、区から対象者に連絡して仲介することもありますが、訪問員にとっては心理的かつ時間的な負担が大きく、訪問者の個人情報を保護しつつ、対象者にも安心して連絡を受けていただくことができる環境が十分に整っているとはいえない状況です。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 ■ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等  
 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望  
 □ 8 デジタルプラットフォーム ■ 9 その他（青葉区こんなには赤ちゃん訪問員連絡会）

## ◇区民からの具体的な要望

- ・（訪問員）個人の私用電話から対象者に連絡をするのは負担が大きい。着信を残したり、留守番電話に訪問員の氏名を言うのは抵抗がある。
- ・（対象者）知らない電話からの電話には応答したくない。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・私用電話からの連絡は、当該事業の全市的な手法であることを説明している。
- ・訪問員が何度か連絡しても、連絡が取れない場合は、区から対象者に連絡して仲介している。
- ・対象者から区へ「事前に訪問員の電話番号を教えてくれれば応答しやすい」と問い合わせがあった場合には、訪問予定の訪問員へ個別に照会し、了解が得られた場合は電話番号そのものを対象者に教えたり、末尾だけを教えたりするなど、個々の状況に応じてその都度対応している。

## ◇提案内容・概算額等

「こんなには赤ちゃん訪問員に対する業務用電話番号の提供」

- 1 1台のスマートフォンに対して、もともとの電話番号はそのまま使いながら、業務用電話番号を別に加えることができるサービスを導入し、訪問員に活用していただく（愛知県常滑市の職員に対してサービス導入と報道あり）。
- 2 サービスの導入にあたっては、類似するサービスを調べた上で、訪問員の業務上必要な機能（留守電、セキュリティ対策、着信拒否等）を検討する（共創フロントを通じて、公民連携事業の提案やアイデア等を募集する方法も考えられる）。
- 3 区役所は訪問員別の業務用電話番号を把握し、対象者からの問い合わせに対して、訪問員の電話番号を回答できるようにする。また、パマトコ等により、この電話番号からこんなには赤ちゃん訪問について連絡が入るといった事前通知が対象者に送ることができると思信性が増す。
- 4 全市一斉に導入に課題がある場合は、青葉区で試行実施する。中長期的には全市の訪問員に拡大するとともに、民生委員児童委員業務等への拡大も考えられる。

・業務用電話番号の取得サービス料 こども青少年局 委託料 15,029千円  
 （青葉区訪問員100人分）（初期番号取得料330円×100回線）+（月額5,500円+（550円×100回線））×12か月=759,000円  
 （18区）759,000円×18区\*1.1=15,028,200円（ただし、青葉区よりも訪問員が少ない区が多いので18倍の予算は不要と考えられる、全市一斉に導入した場合、コスト面でのスケールメリットも考えられる）

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	こども青少年局地域子育て支援課
------	-----------------

## ◆局回答内容

こども青少年局	地域子育て支援課
TEL	671-2455

対応の有無	対応しない
対応する場合	△対応の内容
対応しない場合	<p>△課題に対する局の考え方</p> <p>訪問先との日程調整を含む全体の業務プロセスの改善について、現場である区担当者の意見も聞きながら、引き続き対応を検討していきます。</p> <p>△対応する場合の課題</p> <p>システム導入の検討の前に、効率的な業務執行に向けて業務プロセスの見直しから取り組む必要があります。</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	青葉区	こども家庭支援課	
			TEL	978-2457
共通区	16区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区） (一部賛同区含む)			

提案種別	継続年数
制度関連	新規
番号	項 目
10	切れ目のない一貫した障害児の支援

## ◇地域の課題、基礎データ等

- 1 青葉区の年間出生数は約1,800人で、港北区、鶴見区に次いで多くなっています。
- 2 青葉区における令和6年度の18歳未満の愛の手帳所持者数は928人、身体障害者手帳所持者数は170人となっています。特に愛の手帳については年々増加しています（平成28年度680人→令和元年度778人→令和4年度857人）。
- 3 平成24年に児童福祉法に位置づけられた障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用者も年々増加し、令和6年度の支給決定数は1,478件となっています（平成28年度675件→令和元年度885件→令和4年度1,218件）。
- 4 療育に関するニーズの増加や多様化等を受け、障害児通所支援事業所も増加しており、青葉区内には44事業所ありますが、利用者に聞き取って作成する様式は事業所によって様々で、汎用性がない状態です。
- 5 子どもの成長発達に伴うライフステージの変化によって、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等から就職に至るまで、所属先が変わる時、新たな福祉サービスを使う時などに、これまでの経過や保護者の希望等が的確に相手に伝わることが、切れ目のない一貫した支援にとって重要となっています。
- 6 幼児期から成人・青年期に至るまで、知的又は身体的な特性のあるお子さんの成長・発達について、保護者が記録し、支援する関係機関に情報共有するためのツール「サポートファイルかけはし」を青葉区こども家庭支援課、青葉区基幹相談支援センターが中心となって、地域自立支援協議会児童支援部会で平成29年度に作成しています。  
(サポートファイルかけはしの構成：基礎情報、日常生活・趣味・得手不得手・コミュニケーション手段、学校等での現在の様子、本人及び保護者の願い（目標）、これまでのあゆみ、引き継ぎシート等)
- 7 地域療育センターあおば、あおば支援学校等で活用されており、保護者にとっては子どものことが説明しやすく、支援機関や支援者が変わっても継続して一貫した支援を受けるために一定の効果があるという声を聞いています。その一方で、青葉区外の利用者を受け入れている事業所からは、青葉区民だけではなく、全市的に「サポートファイルかけはし」が活用されることで、その効果がより發揮できるという意見が出されています。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム     9 その他（青葉区地域自立支援協議会児童支援部会）

## ◇区民からの具体的な要望

- （障害児通所事業所からの意見）全市的に「サポートファイルかけはし」が普及することで、居住区を考えず、活用することを保護者にお勧めしやすい。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 「サポートファイルかけはし」の印刷製本、障害者手帳交付時面接等における同ファイル活用の啓発
- 「サポートファイルかけはし」のPDFデータ及びエクセルデータの青葉区ホームページへの掲載

## ◇提案内容・概算額等

「切れ目のない障害児・者の支援に向けた情報ファイルの全市的な活用」

- 青葉区版「サポートファイルかけはし」や他区・他都市の類似ツールを題材に、全市的なツールとして活用する意義について、こども青少年局を中心に区局で検討し、横浜市版の情報ファイルとして内容を整え、市自立支援協議会等の承諾を得る。
- 協議を経て整った横浜市版の情報ファイルを紙媒体、電子媒体として作成し、必要な市民に各区を通じて提供する。
- こども家庭センターが担当する障害児の「サポートプラン」作成において、横浜市版の情報ファイルの活用を支援プランに組み込むことを選択肢のひとつとする。

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	こども青少年局障害児福祉保健課
------	-----------------

## ◆局回答内容

こども青少年局	障害児福祉保健課	
	TEL	671-4274

対応の有無	一部対応する
対応する場合	△対応の内容 区局担当者の会議等において、全市的なツールとして活用する意義について検討します。
対応しない場合	△課題に対する局の考え方 △対応する場合の課題

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">所管局名</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">こども青少年局</td> </tr> </table>	所管局名	こども青少年局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">青葉区</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">こども家庭支援課 TEL 978-2426</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">共通区 16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区） (一部賛同区含む)</td> </tr> </table>	青葉区	こども家庭支援課 TEL 978-2426	共通区 16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区） (一部賛同区含む)			
所管局名	こども青少年局								
青葉区	こども家庭支援課 TEL 978-2426								
共通区 16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区） (一部賛同区含む)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">継続年数</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">新規</td> </tr> </table>		継続年数	新規						
継続年数	新規								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; background-color: #ADD8E6;">提案種別</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; background-color: #ADD8E6;">予算・制度関連</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">番号</td> <td style="width: 90%; padding: 5px; text-align: center;">項 目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">11</td> <td style="padding: 5px;">小児慢性特定疾病児等の保育・教育施設での受け入れ推進</td> </tr> </table>		提案種別		予算・制度関連		番号	項 目	11	小児慢性特定疾病児等の保育・教育施設での受け入れ推進
提案種別									
予算・制度関連									
番号	項 目								
11	小児慢性特定疾病児等の保育・教育施設での受け入れ推進								
◇地域の課題、基礎データ等									
<p>1 小児慢性特定疾病児に対しては、医療費の自己負担分の補助が行われていますが、家族が安心して預けることのできる保育・教育施設があれば、負担軽減と生活の安定、児童の成長促進につながります。</p> <p>2 小児慢性特定疾病は、年齢や疾病の状況によって必要な支援は異なり、受け入れる施設側では、多様な生活自立度の児童に対応するための環境整備や人件費等運営費が負担となっています。</p>									
【基礎データ】									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病的未就学児童数：567人（令和7年4月1日時点） (小児慢性特定疾病対策事業において医療費補助を受給している0歳～5歳の未就学児童数)</li> <li>・小児慢性特定疾病未就学児童（567人）の悪性新生物を除く疾病群の上位3位は、慢性心疾患（220人）、神経・筋疾患（87人）、慢性消化器疾患（34人）</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等実態把握調査によるデータ（健康福祉局医療援助課） 調査実施期間：令和6年11月～令和7年1月 回答保護者数：1707人（うち、未就学児数は368人） 障害者手帳等の取得状況：手帳等をもっていない割合：67.1% 1145人（うち、未就学児246人と想定（※）） 母親の就労状況：意欲はあるが事情により働けない保護者数：7.7% 131人（うち、未就学児28人と想定（※）） (※) 小児慢性特定疾病児童等実態把握調査に基づき試算</li> <li>・令和7年5月時点での医療的ケア児及び重症心身障害児に該当しない小児慢性特定疾病児等を受け入れた園が受け入れ後に加配や園における個別対応の調整が必要とされたケース：3例（青葉区・港南区）</li> <li>・医療的ケア児・重症心身障害児を受け入れる保育・教育施設等に対しては、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」に基づく環境整備補助金や「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づく人件費等運営費で賄うべき経費の補助制度がある。</li> </ul>									
◇地域ニーズ等の収集手段									
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ） )									
◇区民からの具体的な要望									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病児を希望する保育園等に通園させたい。</li> <li>・小児慢性特定疾病児を受け入れたいが環境整備等に対する園の負担が大きいので設備費等を支援してほしい。</li> </ul>									
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。									
<p>青葉区運営方針「1 誰もが安心して出産や育児ができるまち・すべての子どもたちの未来を創るまち」</p> <p>1 保護者に希望する園へ直接相談いただき受け入れ園を探していただいている。</p> <p>2 保護者へ既存の制度「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づく人件費等運営費で賄うべき経費の補助制度を説明し、対象児童の認定及び対象児童に対する保育士等の加配区分認定手続きを進めますが、園にとっては十分な支援とは言い難い状況です。</p>									
◇提案内容・概算額等									
<p>1 保育・教育施設の利用を希望する小児慢性特定疾病児等を受け入れる保育園等に対して、受け入れ予定の段階から当該児童に対応するための受け入れ環境整備及び備品購入を補助することで、受け入れ施設が増加することが見込まれます。 【こども青少年局 保育対策課】</p> <p>2 人件費等運営費で賄うべき経費については保育・教育に係る向上支援費等を拡充することで受け入れ施設が増加することが見込まれます。【こども青少年局 保育・教育支援課、保育・教育運営課】</p> <p>3 小児慢性特定疾病児等に対する必要な整備や人的支援は、疾病群の特性によって異なるものの、現行の「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」にて補助対象経費とされている内装改裝、外装改裝、物品購入と同様の環境支援や「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づく人的支援が必要と想定されることから概算額は現行の「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」の上限額250万円とする。</p>									
◇参考：区執行体制上の課題									
現行の体制で対応									
◇所管局									
所管局課	こども青少年局保育・教育支援課、保育・教育運営課、保育対策課								

◆局回答内容

こども青少年局	保育対策課 保育・教育運営課 保育・教育支援課
TEL	671-4469(保育対策課) 671-3564(運営課) 671-2397(支援課)

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1 受入環境整備及び備品購入補助については、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金」の対象児童に小児慢性特定疾病児等であり、かつ、園での生活上、配慮が必要であると認められる児童を追加し、8年4月入所に向けて7年度から対応できるようにします（財政局と調整済み）。</p> <p>2 小児慢性特定疾病であり、かつ、集団保育において個別に支援が必要であると認められる場合は、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱で定める加配区分基準表に基づき認定をお願いします。</p> <p>なお、市の基準以上に保育士を配置している場合にローテーション保育士雇用費を助成しており、個別に支援が必要な児童のために保育士を配置する際にも活用可能です。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	教育委員会事務局	青葉区	こども家庭支援課
		TEL	978-2345
共通区		-	

継続年数	3年
------	----

提案種別	項目
予算関連	
番号	項目
12	青葉区の図書館サービスの向上

## ◇地域の課題、基礎データ等

- 青葉区では山内図書館に加え、地区センター等区内7施設で図書の取次サービスを実施し令和6年度には約13万冊の貸出実績がある他、3駅に図書の返却ボックスを設置する等、区民の読書活動を推進しています。
- 市内2位の人口である青葉区は他都市と隣接しており、横浜市の住民獲得における都市間競争の最前線に位置していますが、街の評価にも影響がある図書館サービスの充実については、青葉区からの転出超過ランキングの上位である町田市及び大和市に比べ、図書館数や住民一人当たりの蔵書数が下回るなど課題があります。  
【参考】「シティブランド・ランキング（日経BP総合研究所）」の評価項目には「図書館や美術館・博物館、劇場など文化施設が充実している」がある。
- 青葉区の取次サービスは、他区と異なり返却日の翌日以降にならないと返却したことにならないため、直ちに次の予約が出来ない状況にあります。このため、取次サービスを行う区内7施設のうち6施設に区民より改善を求める声が届いています。
- 区連会にて「図書館の増設を強く要望する」声があったほか、令和4年の区民意識調査では、青葉区に住んでみて良いないと感じた点で「図書館や図書に関するサービス」が19.3%で2位になっているなど、区内の図書館サービスの向上についての要望が寄せられています。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム     9 その他（ ）

## ◇区民からの具体的な要望

取次サービスを利用して返却しても翌日以降にならないとシステム上で返却とならず次の予約が取れない。  
図書館の増設を強く要望する。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 地区センター等区内7施設で図書の取次サービスの実施、3駅に図書の返却ボックスを設置
- 山内図書館へのCDブックの配付やその他区内施設への蔵書の配付
- 区民を対象とした読書講演会や読書関係団体向け交流会の開催
- 区内の読書施設の情報をガイドブックや広報よこはま等を通じて区民に周知等の活動を行っています。
- 令和7年度に区提案制度にて同様の要望を行い、一部対応との回答をいただきましたが、青葉区の要望については未対応であるため、今年度も要望いたします。

## ◇提案内容・概算額等

将来的には青葉区内の7施設を図書館情報システムと連動させるべきと考えますが、令和8年度に置いては、貸出数の多さ、利用者のニーズ、立地等の観点から「青葉台コミュニティハウス」「美しが丘西地区センター」「奈良地区センター」の取次サービスのシステムを図書館情報システムと連動させることにより、他区と同水準に利用者の利便性の向上させることを提案します。

## 【3施設整備の場合の概算額】

- イニシャルコスト : 約1,200万（7施設整備の局試算額=約2,800万円）
- 年間ランニングコスト（システム利用料等） : 約150万円（7施設整備の局試算額=約350万円）  
(人件費) : (1施設当たりの局試算額=約300万円～)

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	教育委員会事務局企画運営課、教育政策推進課
------	-----------------------

## ◆局回答内容

教育委員会事務局	企画運営課、教育政策推進課	
	TEL	262-7334（企画運営課） 671-3243（教育政策推進課）

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>全市域に図書館情報システムにオンラインで接続した図書取次拠点を、R11年度までに拡大再配置予定です。青葉区における図書取次拠点についても同様の対応を目指し、8年度は市域全体の施設改修費・システム改修費・拠点整備費他計309,710千円を計上します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		青葉区	生活支援課							
			TEL	978-2435						
所管局名	健康福祉局									
		共通区	15区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）（一部賛同区含む）							
		継続年数	新規							
提案種別										
予算・制度関連										
番号	項目									
13	生活保護債権における収納方法の多様化									
◇地域の課題、基礎データ等										
<p>1 令和5年度決算において生活保護費負担金（法第63条、78条）、戻入金の未収額が多額になっており、本市で最も未収額が多い債権です。</p> <p>2 横浜市中期計画2022～2025VI行財政運営、財政運営2-(4)全序的な債権管理の適正化の推進で、未収債権額の縮減を目指しています。</p> <p>3 市税や国民健康保険等は、コンビニ収納、バーコード決済、クレジット納付、口座振替、ペイジーなど金融機関の営業時間や居住している地域に縛られない納付方法があります。</p> <p>4 生活保護債権の納付書は、都市銀行と神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・山梨県のみのゆうちょ銀行の取扱いであり、債務者の転居により、納付が困難（都市銀行が少ない北海道や沖縄県等地方に在住したもの）な状況にあります。</p> <p>5 また、仕事により金融機関の営業時間に窓口に納付にいけないので、支払いたくても支払えないと言われています。</p> <p>6 令和2年に生活保護法一部改正により私人への収納委託ができるようになりましたが、課題に対応するにはシステムの改修が必要です。システム標準化導入は早くとも令和1年以降であり、それまで相当の時間がかかります。なお、現在において課題に対する国の検討状況もまだ見えません。</p> <p>これら課題に対応するため、コンビニ納付を先行実施することで生活保護関係未収債権の納付方法の利便性向上を図り、未収債権の縮減を促進します。</p>										
◇地域ニーズ等の収集手段										
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ） )										
◇区民からの具体的な要望										
<p>1 就労しているため金融機関の営業時間に行けないので、コンビニ等で支払いたい。</p> <p>2 近隣に横浜市の収納取扱機関がなく、都市銀行に行くには、何時間もかかるので、支払いたくても支払えない。</p>										
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。										
<p>1 上記要望1に対して、仕事がお休みの時などに支払に行ってください、と伝えています。</p> <p>2 上記要望2に対して、納付書を取り扱う都市銀行の近くにご用があるときにまとめて支払ってください、と伝えています。</p> <p>3 預金口座に預金があり支払いの意向があつても、納付手段がなく支払えない方に対し、いきなり差押をするわけにもいかず、督促状、催告書を送り、様子を見ている状況となっています。</p>										
◇提案内容・概算額等										
<p>収納の利便性を高めるためコンビニ収納を中心に収納方法の多様化ができるようシステム改修等を実施する。</p> <p>※他都市を参考に積算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【初期費用】</td> <td style="width: 40%;">システム改修費用 システム改修テスト費用 ネットワークサービス委託料（全銀協会あて）</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円</td> </tr> <tr> <td>【ランニングコスト】</td> <td>取扱手数料（指定銀） 1件あたりコンビニ収納手数料</td> <td style="text-align: right;">■ ■ ■ 件で ■ ■ ■ 円 ■ 円台</td> </tr> </table>					【初期費用】	システム改修費用 システム改修テスト費用 ネットワークサービス委託料（全銀協会あて）	■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円	【ランニングコスト】	取扱手数料（指定銀） 1件あたりコンビニ収納手数料	■ ■ ■ 件で ■ ■ ■ 円 ■ 円台
【初期費用】	システム改修費用 システム改修テスト費用 ネットワークサービス委託料（全銀協会あて）	■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円								
【ランニングコスト】	取扱手数料（指定銀） 1件あたりコンビニ収納手数料	■ ■ ■ 件で ■ ■ ■ 円 ■ 円台								
◇参考：区執行体制上の課題										
現行の体制で対応										
◇所管局										
所管局課	健康福祉局生活支援課									

## ◆局回答内容

健康福祉局		生活支援課	
		TEL	671-2404

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>生活保護システムは国が主導するシステム標準化において、収納方法については、「コンビニ納付、電子決済、クレジット会社等での納付機能」の搭載が定められております。そのため令和8年度以降標準化システムの構築の中で上記収納方法について検討を進める予定です。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>現時点でシステム改修に費用がかかる上に、標準化に際しても再度同様の費用を必要とするため、経費を二重に計上しなければなりません。</p>